

「建築基準法第43条第2項第1号認定基準」

平成30年11月21日  
高知市建築指導課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号に基づく認定基準（省令第10条の3第1項、第2項及び第3項）のうち省令第10条の3第1項第1号に該当するものは次のとおりとする。

省令基準第1号	農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
---------	----------------------------

- 以下の各号に適合するもの。
  - 臨港道路，河川管理道路，農免道路等公共事業によって築造された道。
  - 道を法第42条に定める道路とみなしていること。
  - 雨水及び汚水の排水処理施設が確保されていること。
- 敷地が農道をはさんで道路に接する場合又はこれと同様の状況にあり，現在日常的にその農道を横断通行しているもの。（農道の改造を要する場合は高知市法定外公共物管理条例（平成17年条例第42号）の規定に基づく許可証を添付すること。）
- 敷地が公共機関の管理する通路状の空地をはさんで道路に接する場合で，その空地が将来とも安定的な公共の用に供するもので，必要に応じて管理者の許可（承諾）があるもの。
- 敷地が公共用水路等（水路等の有効幅が1.0m以下のもので特定行政庁が認めたものは道路側溝とみなす。）をはさんで道路又は前各項の道に接する場合で，管理者から占有許可を得ているもの。